

平成 2 5 年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 九鬼産業株式会社  
環境部環境保全課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成 2 6 年 1 月 1 5 日
- 4 監査結果報告 平成 2 6 年 3 月 2 8 日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【九鬼産業株式会社】  
特になし

【環境保全課】

（ 1 ）補助金交付申請書の添付書類について  
市税の完納証明書が後日に提出されていた。受領時に提出書類が整っ  
ているか十分確認すること。

【 措置済 】 平成 2 6 年 5 月 1 5 日  
補助金交付申請書の受領時に、提出書類が整っているかについて、  
チェックリストにより十分確認の上、受理することとした。

平成25年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 九鬼産業株式会社  
環境部環境保全課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成26年1月15日
- 4 監査結果報告 平成26年3月28日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【九鬼産業株式会社】

<p>(1) 他の事業者へのサポートについて 他の事業者の新エネルギー導入促進につながるよう、設備設置費と減価償却費、修繕費、日常の管理コスト、売電による新たな収入と買電の削減額などを含めた収支効果試算内容や、エネルギーに対する従業員のマインドの変化に代表される企業文化への影響など数字では表せない効果などを、積極的に他の事業者へ教示・啓発することを要望する。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 4月 1日 当社では、会社全体で環境への取り組みを進め、各種会議での報告により、従業員の意識や関心も高くなっている。また、毎月の太陽光による発電量をホームページに掲載するだけでなく、工場視察で訪問した企業にも太陽光発電設備等について説明をし、エネルギーを使うだけでなく「つくる企業」として環境への取り組みを教示・啓発している。</p>
---	--

【環境保全課】

<p>(1) 国等による助成制度の整備について 本補助金は四日市市独自の制度であるが、温室効果ガスの排出抑制は国全体の課題であり、公平性の観点から、国等による助成制度の整備について働きかけを行うこと。 【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成26年 9月29日 温室効果ガス排出抑制のための助成制度の充実について、環境省の制度を注視するとともに、必要に応じて、環境省への働きかけができるよう、検討していく。</p>
<p>(2) 補助金のあり方と運用について 補助事業者の1次募集で予算を超える申請があり抽選を行っていた。新エネルギー導入等を図るインセンティブとしては、なるべく公平に多くの補助事業者を対象とすることが望ましい。また、補助金の効果も評価する必要がある。今後も予算を超える申請が続く状況であれば、上限額の見直しに加えて、補助事業者の決定にあたり次の点も考慮すること。</p>	

<p>ア 地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制することが補助金の目的とされている。対象事業がどれだけ温室効果ガスの排出削減につながるのか、また、経費から見た削減効率はどれだけかなどを評価する基準を策定し選考条件とすることができるか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 5月15日 これまで省エネルギー診断を省エネルギー設備の更新時の補助要件としてのみ義務付けしてきたが、今年度から、全ての設備に対して省エネルギー診断を義務付け、温室効果ガス削減量を把握することとした。また、選考条件として、まずはエネルギー使用の絶対量を削減する省エネルギーの取り組みを推進するために、省エネルギー設備に関する事業に対し、予算を優先的に配分することとした。</p>
<p>イ 補助金交付の対象者は四日市市内で事業を営む中小企業とされている。事業所だけでなく市内に本社が所在することも対象者の条件とすべきか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成26年 9月29日 市内における中小企業者等の温室効果ガス削減の取り組みを広く支援するため、市内で事業を営む中小企業基本法に基づく中小企業者等を対象としている。今後、対象者の条件を補助金のあり方の見直しの中で検討する。</p>
<p>ウ 本補助金について、手続代行者から情報を得た補助事業者があるなど、制度の周知度合に偏りが見受けられる。情報が広く公平に普及するよう、募集の告知方法を再度見直すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 5月15日 これまでの記者発表や広報などによる周知に加えて、募集案内を四日市商工会議所などに配布して広く周知するよう告知方法を見直した。</p>
<p>エ 補助金交付の対象者、申請者が適当かどうか、補助金交付要綱等も含め、運用方法について検討し改善すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 5月15日 補助対象者については、従来どおり市内で事業を営む中小企業者等を対象とするが、新エネルギーに対する補助について使用電力量に相当する額とするよう要綱等を見直すことで、補助の目的に見合った事業を行う申請者に補助金が交付されるようにした。</p>